

議案第4号

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定歴史公文書等の保存等) 第15条 [略] [2 略] 3 市長は、特定歴史公文書等に <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報</u> が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 [4 略]	(特定歴史公文書等の保存等) 第15条 [同左] [2 同左] 3 市長は、特定歴史公文書等に <u>個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）</u> が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 [4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。